

## 学部学生の病院実習に関する契約書

鳥取市立病院（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、甲が乙の委託を受けて甲の施設において乙の学生（以下「実習生」という。）の病院実習（以下「実習」という。）を実施するにあたり、次のとおり契約を締結する。

### 第1条（実習の対象等）

乙は、甲に対し、次の通り実習の実施を委託する。

- (1) 実習生予定人数 名
- (2) 実習期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで  
(学生一人当たり 11 週間)
- (3) 実習内容 病院における薬学部学生の実習

### 第2条（実習の実施方法）

甲は、「実務実習モデル・コアカリキュラム」に基づいて実習のカリキュラムを策定し、実習を実施する。

### 第3条（実習教育費）

乙は、甲に対し、本契約締結後、甲の指定する方法に従って指定期日以内に実習教育費【学生一人当たり「38万円」】を支払うものとする。

### 第4条（実習生の健康状態）

乙は、甲に対し、実習開始前に実習生の健康状態を記載した書類を提出する。

- 2 甲は、本契約書に定める実習にあたって実習生の健康状態に問題が生じた場合には、乙と協議の上、当該実習生の実習を中断又は中止することができる。

### 第5条（実習生への規則遵守の徹底）

乙は、実習生が実習をおこなうにあたり、事前に甲が定めた諸規則・心得等を遵守し、かつ実習指導者の指示に従うように実習生を指導する。

### 第6条（個人情報、秘密及びプライバシーの保護）

甲乙双方は、実習の実施にあたって、患者をはじめとする甲の保有する個人情報、秘密及びプライバシー（以下「個人情報等」という。）及び実習生の個人情報等の漏えいなどが生じないように、個人情報等の適正な管理を行う。

- 2 前項に基づき、乙は、実習生に対し、個人情報等の取扱いについて説明文書をもって周知徹底し、乙と実習生との間で個人情報等の保護に関する誓約書を取り交わすものとする。
- 3 乙は、甲の求めがある場合、前項の説明文書及び誓約書を開示するものとする。
- 4 乙は、実習生に対し、実習終了後も個人情報等の保護を徹底するよう指導監督する。

- 5 甲は、実習終了後も実習生の個人情報等の適正な管理を行う。
- 6 甲乙双方は、実習の実施にあたって知り得た他人の個人情報等について適正な管理を行う。

#### 第7条（個人情報等の保護状況の報告及び調査）

甲は、乙に対し、実習中及び実習終了後の個人情報等の保護状況について、乙に対し、書面による報告を求めることができるものとし、乙は遅滞なくこれに応じるものとする。

- 2 甲は、乙に対し、実習中及び実習終了後の個人情報等の保護状況について、確認のための調査を行うことができるものとし、乙は、正当な理由がある場合を除き、これに協力するものとする。

#### 第8条（法人機密情報の保護）

本契約における「甲の法人機密情報」とは、以下の情報をいう。

- (1) 甲の経営及び事業運営に関する情報で公知でないもの
- (2) 公知であっても、第三者に提供されることによって甲の権利利益が損なわれるおそれのある情報

- 2 乙は、実習の実施にあたって、甲の法人機密情報の漏えいなどが生じないように、法人機密情報の管理について実習生に適切な指導をする。

#### 第9条（実習の中止）

甲は、実習生が以下に示す事項に該当すると判断した場合は、乙と協議の上、当該実習生の実習を中止させることができる。

- (1) 甲の定める諸規則、心得等に違反した場合
- (2) 甲の施設内の秩序あるいは規律を乱す事由があると認めた場合
- (3) 個人情報等の保護に関して問題があった場合
- (4) 甲の法人機密情報の保護に関して問題があった場合
- (5) 実習生の実習態度の不良などにより実習の目的を果たし得ないと判断した場合
- (6) 甲による実習指導の継続が不可能となった場合
- (7) 甲と実習生との間に解決しがたい問題が発生した場合

- 2 乙が既に支払った実習教育費については、甲は乙に返還しない。ただし、第1項第6号又は第7号の理由により継続が不可能になった場合は、実習教育費に関して甲乙協議の上、解決するものとする。

#### 第10条（実習生の疾病及び傷害）

実習生の実習期間中における疾病及び傷害、又は実習後に生じた実習を原因とする疾病及び傷害については、甲の故意又は重大な過失による場合を除き、乙の責任において対処するものとする。

#### 第11条（損害賠償）

実習生の故意又は過失により、甲に事故、器物破損、機密情報の漏えいその他の

損害を与えた場合は、乙は、甲に対し、実習生と連帯してその賠償責任を負うものとする。

#### 第12条（第三者損害賠償）

実習生の故意又は過失により、甲以外の第三者に人的又は物的損害を与え、当該第三者と甲との間で損害賠償責任を問われる紛争又は訴訟が発生した場合は、乙は、その当事者として誠意をもってその対応にあたりるとともに、実習生と連帯して当該第三者に対する賠償責任を負うものとする。

#### 第13条（その他の事項）

本契約に定めのない事項が生じたとき又は本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合は、それぞれ甲乙協議の上解決する。

本契約の締結を証すために、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住 所 鳥取市的場1丁目1番地  
鳥取市立病院  
代 表 者 病院事業管理者 平野 文弘

乙 住 所  
代 表 者